

統計行政の充実と 統計主事の役割

総務庁統計局統計基準部

統計企画課長 神澤正藏

統計主事制度については、昭和57年に大幅な改正が行われたが、施行後やっと2年を経た今日更に大きな改正が行われようとしている。すなわち、地方公共団体の自主性尊重のため、都道府県の統計主事についても任意設置とする法律案が今国会に提案され審議が行われている。

(1) 統計行政が直面している問題点

統計行政が直面している問題点とその解決のための指針は昭和59年4月に統計審議会から当時の行政管理庁長官への建議第6号に盛り込まれているが、その中で、統計調査の第一線で重要な役割を果たしている地方公共団体における統計主管部局の実施体制の充実や地方における情報提供の推進、統計調査環境を良好に保つこと等が指摘されている。

ア. 統計調査環境の変化への対応

国民のプライバシー意識の高まり、直接的な反対給付のない統計調査に非協力的な私企業の増加、核家族化と共働き世帯の増加による昼間不在世帯の増加、高層住宅の増加による近隣協力関係の希薄化等々により、統計調査の円滑な実施が年々困難になってきている。家計調査を引き受けてくれる家庭が減少し、商業統計調査や工業統計調査が困難になってきているなど具体例の枚挙にいとまがない。

対策としては、報告者に対する統計の重要性や、これらの統計調査結果がめぐりめぐって報告者を含めた家庭や企業、事業所に対する行政施策の充実に役立っていることを理解してもらうことが基本である。そのためには調査実施者たる国の広報活動の充実は勿論のことであるが、第一線で調査活動に当たる統計調査員の説明がなによりも重要である。従って、調査員と日頃接する都道府県や市町村の統計関係職員もまた、住民に対する啓発・普及活動に十分力を注ぐとともに、統計調査員に対する適切な指導助言を行う必要がある。とりわけ、過去の知識、経験を活用し、具体的な解決例を基にした指導助言がこれらの非協力的な報告者に遭遇した統計調査員にとって有益である。

イ. 統計利用の推進—とくに地方統計の充実

昭和59年4月の統計審議会の建議でも今後の統計行政の在り方の重要な柱として指摘されているが、大きな労力と経費をかけて作成される各種の統計が、そのコストに対応して十分活用される必要がある。国の統計を集計し、発表するのは、国の責任で行うわけであるが、これらの統計は、

都道府県、市町村を通じて収集されたデータを基にしているものであり、当該都道府県及び市町村の人口や経済活動の実態等が盛り込まれている。これらのデータを分析し、加工することにより地域の実態を明らかにし、住民に還元することは、地方公共団体の役割でもある。

昭和59年秋に京都で開催された全国統計大会のテーマの1つは、地方統計の充実であった。この大会中に行われたパネル討議においても、各パネリストから地域統計の整備の必要性とその問題点が提起された。サンプル数の制約などにより、国の統計だけで、地域の要請に応えることが困難なものがあり、また独自の統計調査を必要とするものもあると思うが、このような要請に応えるためにも地方公共団体の統計主管部局における統計調査の企画・実施能力と調査結果の解析・加工能力を充実強化することが必要である。

(2) 統計主事の役割と在り方

以上に述べたような最近の統計行政に課せられた諸問題を解決するためには、統計調査に関する専門的知識と経験を有し、かつ統計主管部局の職員のリーダーとしての、あるいは統計調査員の指導者としての資質を有する職員の確保と配置が求められている。一口に統計といっても、人口や家計などのように世帯を対象とするもの、工業や商業のように企業や事業所を対象とするもの、農業を対象とするものなど対象別に専門分化するとともに、調査時期が毎月あるいは毎年となっているもののほか、3年ないし6年という周期で行われるものなどもあり、これを引き受ける統計主管部局の内部組織も専門分化されている。

このような組織の専門分化の現状と現下の厳しい行財政事情との調和を保ちつつ、統計行政に課せられた諸要請にできていこうというのが、新しい統計主事制度である。すなわち統計主事はラインとスタッフの統合形態である。もう少し補足すれば、前記の諸問題は、各ライン共通の課題であるが、出来るだけ広い視野をもたせるためにいろいろな部署を経験させるといふ最近の人事管理の傾向からみて、各ラインに上記で述べたような統計行政の専門職員をそろえることは困難である。従って、ラインの責任者たる補佐、係長クラスの職員のうちから適任者をスタッフとしての統計主事に発令し、ラインをまたがった指導・助言が出来る形式を整えるというのが、本制度の趣旨である。

[右ページ下段へつづく]

昭和60年春の叙勲・褒章

— 統計調査員6人に栄誉 —

昭和60年春の叙勲及び褒章の受章者が4月29日の佳日に発令されました。

統計調査の分野では、6人の方々が晴れの栄誉に輝きました。

統計調査という地味な根気のいる業務に長年携わり、あわせて地域社会の発展・向上に尽力された功績に対して授与されたものであり、その栄誉に対し心からお祝い申し上げます。

各氏とも戦中・戦後の混乱期から引き続き現在まで国勢調査をはじめ各種統計調査に従事されるとともに、積極的に他の統計調査員の指導にあたるなど常に他の統計調査員

の模範であり、統計調査の円滑な推進に大きく貢献された方々です。

今後ともますますお元気で、長年の経験と努力によって培われた豊富な知識と行動力で各方面にご活躍下さいませようお祈りいたします。

叙勲については去る5月22日に、また褒章については5月30日にそれぞれ総務庁において後藤田総務庁長官から伝達され、その後皇居において天皇陛下の拝謁が行われました。

次に今回受章された方々をご紹介します。

(統計課・統計指導グループ)

◇ 勲六等・瑞宝章

下館市統計調査員

榎戸 金次氏
(77歳)



◇ 藍綬褒章

日立市統計調査員

佐藤 千重郎氏
(73歳)



◇ 藍綬褒章

笠間市統計調査員

藤枝 武氏
(76歳)



◇ 藍綬褒章

水海道市統計調査員

石塚 利夫氏
(72歳)



◇ 藍綬褒章

結城市統計調査員

飯ヶ谷 健氏
(73歳)



◇ 藍綬褒章

旭村統計調査員

米川 伍氏
(72歳)



[左ページからつづく]

(3) このような大切な機能を有する統計主事制度について、統計調査環境の変化、地方公共団体における人事管理運用方針の変化、などに対応してその役割が重要性を増してきているにも拘らず、各方面の理解を得る努力が必ずしも十分でなかった面があり、そのために統計主事を発令していなかった団体も少なくなかった。しかし、2度にわたる改革の過程で徐々に認識が高まってきており、本年4月から全都道府県で統計主事が発令されることとなったことは、

喜ばしく、関係各方面のご理解とご努力に心から感謝申し上げます。次第である。

なお、統計主管部局における職員構成等の状況は、各地方公共団体により異なっているので、統計主事制度の運用についても各団体の実情に応じて、創意工夫が加えられることを期待している。

また、全国の統計主事の皆様方には、統計行政における職務の重要性を十分ご認識下さり、今後の統計行政の発展向上のためにご活躍下さるよう心からお願い申し上げます。